

■災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名等	送付先	取扱期間
東京都	日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3 日本赤十字社 パートナーシップ推進部 平成29年台風第18号災害義援金窓口	2017年9月22日(金)から 2018年12月28日(木)まで
大分県	大分県 共同募金会	〒870-0907 大分県大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内 社会福祉法人 大分県共同募金会	2017年9月22日(金)から 2018年3月31日(土)まで
	佐伯市	〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 災害支援担当(障がい福祉課)	2017年9月22日(金)から 2018年3月31日(土)まで
	津久見市	〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号 津久見市福祉事務所	2017年9月22日(金)から 2018年3月31日(土)まで

※今後、この度の台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、隨時、日本郵便株式会社Webサイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】<http://www.post.japanpost.jp/>